

## 入札注意事項

入札に当たっては、下記事項を熟読のうえ行ってください。

### 1. 入札の心得

- ① 入札は、本人が行うことを原則とする。
- ② 入札書及び委任状は、規則で定められたものを使用すること。
- ③ 代理人が入札するときは、必ず委任状を提出すること。
- ④ 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りのないよう確認すること。
- ⑤ 入札者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引き換え、変更、又は取り消しをすることはできない。

### 2. 無効の入札

下記事項に該当する入札は無効になります。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 不正行為があった入札

### 3. 落札について

- ① 当課が設定した予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- ③ 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。

### 4. 持参するもの

- ① 入札書、委任状（代理人が入札する場合）  
※入札書の「入札金額」は単価契約のため、商品1枚の単価（非課税）を記入してください。  
※金券は非課税であることから、落札価格がそのまま単価契約価格となりますので御注意下さい。
- ② 入札用封筒・のり（入札書を入れた後、封をして入札箱に投函するため）
- ③ 印鑑（代表者が参加する場合・・・会社代表者印）  
（代理人が参加する場合・・・代理人の私印）  
・・・書類に訂正がある場合、必要となるため  
※印鑑の持参が難しい場合は、あらかじめ押印した入札書を数枚用意してください。

### 5. 事前に提出していただくもの

① 過去2年間の実績が証明できる契約書（請書も可）の写し

※提出により、入札保証金及び契約保証金を免除とする。

※実績とは、過去2年間（数回以上）で、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類規模をほぼ同じくする契約のことである。

※やむをえず提出ができない場合は、入札保証金を事前に納付してください。また

落札後は、契約保証金を納付してください。（6.入札保証金及び契約保証金 参照）

提出期限 令和8年3月27日（金）午後3時まで  
提出方法 持参（FAX可）  
提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県企画部統計課 消費農林商工統計班 家計調査担当（県庁7階）  
電話番号 098-866-2050  
FAX番号 098-866-2056

6. 入札保証金及び契約保証金について

① 入札保証金

ア 入札保証金の免除について

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならないが、次に該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

「過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したとみとめられる者が入札に参加する場合」

イ アに該当せず入札保証金等の納付が必要となった場合

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等又は金融機関の入札保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い保険証券を提出した場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の金額等（有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）については、見積る契約金額（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（有価証券等又は金融機関の入札保証書の提供及び入札保証保険証券の提出を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

〔入札保証金〕

納付期限	令和8年4月3日（金）午後4時まで
納付方法	統計課より発行した納付書にて金融機関で納付 <u>※窓口営業時間が午後3時までの金融機関があるので、注意すること。</u>
領収書提出期限	令和8年4月3日（金）午後5時まで
提出方法	領収書を持参
領収書提出先	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県企画部統計課 消費農林商工統計班 家計調査担当（県庁7階） 電話番号 098-866-2050 <u>※事前に電話連絡すること。</u>

② 契約保証金

ア 契約保証金の免除について

沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならないが、次に該当する場合については、契約保証金を納める必要はない。

- ・「国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合」

イ アに該当せず契約保証金等の納付が必要となった場合

沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、国債又は地方債等の有価証券を担保とし、契約保証金の納付にかえることができる。また、契約保証保険契約の締結を行い保険証券を提出した場合は、契約保証金を免除する。

契約保証金の金額等（有価証券等の総額、金融機関の契約保証金額及び契約保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）については、契約金額（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の10以上とする。

なお、期限までに契約保証金の納付等（有価証券等又は金融機関の契約保証書の提供及び契約保証保険証券の提出を含む。以下同じ。）を行わない者及び契約保証金の納付等に係る書類を提出しない者並びに契約保証金の金額等が契約金額（税込み）の100分の10に満たない者は、契約に関する条件に違反したものとして、その契約を無効とする。

- ※ 落札者は、沖縄県財務規則第132条の定めるところにより、落札決定の日から起算して7日以内に契約保証金を納め、契約を結ばなければならないが、詳細は落札後に落札者と調整することとする。